

令和6年度事業計画書

事業計画書

施設の運営方針	・ ・ ・ ・	P	1
職員定数	・ ・ ・ ・	P	2
事業運営基本計画	・ ・ ・ ・	P	3
入所者へのサービス提供	・ ・ ・ ・	P	3
健康維持	・ ・ ・ ・	P	4
地域との連携	・ ・ ・ ・	P	4
防災計画	・ ・ ・ ・	P	5
日課	・ ・ ・ ・	P	5
各種会議等	・ ・ ・ ・	P	6
施設稼働目標値	・ ・ ・ ・	P	6
年間行事計画(案)	・ ・ ・ ・	P	6
介護予防・日常生活支援総合事業	・ ・ ・ ・	P	7
職員の確保	・ ・ ・ ・	P	7
改修工事の実施	・ ・ ・ ・	P	7

社会福祉法人 善 俊 会

令和6年度 社会福祉法人 善俊会 事業計画書

1、施設名	特別養護老人ホーム ウイング ディサービスセンター ウイング	
2、利用定員	特別養護老人ホーム	90 名
	短期入所生活介護	10 名
	ディサービスセンター	18 名

3、事業開始年月日 平成24年4月1日

4、施設の運営方針

＜ 基本理念＞

老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、自力で生活することが困難で、家庭で介護を受けられない高齢者への多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、真に安心して心豊かに、幸せに、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

＜ 理念・方針 ＞

(1)一人ひとりの尊厳を守り、充実した日々が送れるように、思いやりのある、優しいケアを心がけます。
介護職員だけでなく、全職員が利用者様の表情一つで今何を望んでいるのか、心のニーズを察することができる優しさあふれるケアを行います。

(2)既存機能を活かして、少しでも自立した生活が送れるよう支援します。

「残存機能」残っている機能ではなく、今ある機能を活用することでリハビリにもつながり、自分で「出来た」という自信にも繋がります。自ら出来たという成功体験が利用者様の生活意欲を高めると信じています。

(3)毎日を笑顔があふれ、活動性のある施設にしていきます。

一日一日を生きるだけでなく、活動する（生活）ように利用者様一人ひとりに役割を持っていただき充実した一日を送っていただけるよう働きかけます。

(4)職員一人ひとりがプロ意識を持ち、仕事に従事できるような環境を整備します。

生活支援（介護）のプロとは？コミュニケーションの身につけ方等施設内研修を通し、キャリアパスの充実を図り、仕事に誇りをもてる教育制度を確立します。

(5)地域とともに社会福祉に貢献します。

地域行事への積極的な参加や、施設内に多種多様な方々が気軽に来られるような、地域に信頼され必要とされる施設を目指します。

また、地域密着型デイサービス事業やアリーナの活用により、地域とのつながりを重視し、介護予防・日常生活支援総合事業にも寄与していきます。

5、職員定数

職種	常勤	非常勤	常勤換算	配置基準	勤務時間	職務内容
施設長 (管理者)	1		1	1	9:00～18:00	施設業務の統括・職員の 指揮監督
医 師 (嘱託医)		1		1	内科医 毎週木曜 又は土曜日 14:00～17:00	入所者の診察・健康管理
看護職員	5(1)	2(1)	6	38	8:30～17:30	利用者への看護サービス
介護職員	45(1)	3	47.5		7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～9:00	利用者への日常的な 介護サービス
介護支援 専門員	2(1)		2	1	9:00～18:00	施設サービス計画の 作成・評価
生活相談員	3(2)		2	1	8:30～17:30	利用者の相談業務・入退 所業務
管理栄養士	1		1	1	9:00～18:00	利用者の栄養指導及び厨 房の運営
機能訓練指導員 (看護師と兼務)	1(1)	1(1)	1	1	8:30～17:30	利用者の機能回復・維持 に必要な訓練や指導
事務職員	3				9:00～18:00	施設の庶務及び会計事務
労務職員	1	2			8:30～17:30 9:00～16:00	障害者雇用促進法による雇用(1)
計	60	11				

6、事業運営基本計画

介護保険法下における介護老人福祉施設として、要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護福祉施設サービスを提供するとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行うことにより常にサービスを受ける方の立場に立った施設介護事業を実施します。

サービスの提供においては、施設サービス計画に基づき、介護、相談及び援助機能訓練、健康管理を行い、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、感染症予防や、感染拡大防止に努めます。

7、入所者へのサービス提供

(1) 生活支援

施設での生活が、利用者にとって自然であり、満足を感じることができるよう支援を行う。そのために、基本的な支援を実施するに当たっては、利用者一人ひとりの意思と人権を尊重し心身状態等個々人の特性に焦点を当てていきます。

また「寄り添うケア」を通して利用者と職員間の信頼関係を構築するとともに、家族の協力も得ながら利用者、家族、職員間の交流を図り安心して過ごせるように努めるものとします。

(2) 食事

利用者様の嗜好を把握してメニューに反映させ、食事の選択の幅を広げることや工夫を取り入れ、食事の雰囲気作りに取り組みます。

「食事」は、生活するうえで重要な栄養摂取であり、また生活において楽しみの一つです。また高齢者により咀嚼能力や嚥下機能、食欲や内臓機能の低下が発生することに配慮し、その方の状況や希望に応じた食形態を提供できるよう努めます。

(3) 入浴

入浴は身体の清潔を保つだけでなく、全身の血行をよくし、精神的にも安らぎを与えます。その一方で高齢者の体力の消耗、水分の消失、血圧の変化、呼吸の乱れを生じさせるため事故が起こりやすいものです。介護者は常に細心の注意を払い安全で快適な入浴サービスが提供できるように努めます。

(4) 排泄の支援

排泄は人間の尊厳に係る重要な行為です。排泄の失敗はその方の生活する意欲に大変大きな影響を及ぼしてしまうことがよくあります。恥辱心を伴うプライベートな行為だけに安易な介助でその方の尊厳を傷つけてしまわないよう充分注意が必要です。

そのため一人一人の排泄状況を知り、どのようなケアが必要であるかを職員間で情報共有しその方の意思に沿ったケアが必要です。できる限りオムツに頼らず個々の排泄のタイミングに合わせてケアできるようにし、より快適な排泄環境の提供にも取り組みます。

(5) リハビリ

利用者一人ひとりの身体状況、精神状況、生活環境等について把握し、その人らしい生活の場の実現に向けて個々のリズムを大切に「普段の暮らしの継続」を重視し、個々の身体機能の改善・向上のためのリハビリに取り組みます。

(6) 身体拘束の廃止に向けての取り組み

身体拘束はまず人権擁護を遵守する上であってはならないものと強く思います。そして拘束される高齢者のQOLを根本から損なう危険性を有しているものということもしっかり認識しています。身体拘束は人間としての尊厳も侵され、身体機能は容易に低下し、その状態を一層悪化させることに繋がります。身体拘束を正当化することなくその方に合ったケアのありかた自立支援の方法を見直し、その人権を守りながら地道にケアを実施することが重要と心得ます。施設で働く全ての職種が参加する委員会を設置し、単に身体拘束廃止を目的とするのではなく、拘束にいたる行動についてその原因を徹底的に追及し、隠されたニーズを掘り起こすケアを目指します。また不本意ながら拘束の状態になった場合は必ず3ヶ月ごとに見直しを図り、拘束の状態を放置しないことを責務といたします。

(7) 事故防止

事故発生時の対応マニュアルを作成し、落ち着いて行動できる職員になる教育を実施します。リスクマネジメント委員会を設置し、運営委員会で毎回必ずアクシデントやヒヤリハットについて委員会の分析・考察を伝え、不測の事態に備えます。

8、健康維持

利用者一人ひとりが心身共に健康で、充実した日常生活を送れるよう、施設サービス計画に基づき、利用者個々の状態の変化に応じた健康の管理に努めます。

利用者の身体的、精神的状況の把握に努め、状態に変化が生じた時は、嘱託医師や協力医療機関との連携のもと適切に対応します。

9、地域との連携

地域社会における高齢者福祉サービスの拠点として地域福祉の向上に役立ち、地域住民の期待に応えられる施設運営を推進します。それは、施設と地域社会との協働により実現するものであり、地域の中で支援するという姿勢が重要であると考えます、つまり、地域社会との交流や地域住民の参加を積極的に促し、受け入れながら、入所者は施設内だけで生活するのではなく、地域社会の一員であることを認識し、「生きがいのある生活の創造」を目指すよう支援します。

10、防災計画

利用者が日々安心して快適で安全に暮らせるよう消防計画等緊急時の対応策を充実させこれらの対応策に基づいた安全かつ迅速に災害に対処できるよう防災訓練を定期的を実施します。今年度から、火災以外に自然災害の対応訓練も実施予定です。

実施日：令和6年5月21日（火）・令和6年11月19日（火）予定

総指揮：防火管理者 藤本 学

連絡担当：事務員

報告担当：生活相談員

救助担当：介護職員その他の職員

11、日課(趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。)

起床洗面	6：00頃より
朝食	7：30頃より
機能回復訓練	9：00頃より
入浴	10：00頃より
昼食	12：00頃より
おやつ	15：00
回診	14：00～17：00
夕食	17：30頃より
就寝消灯	20：00頃より
排泄介助	必要の都度随時

12、各種会議等

法人事業計画

理事会 : 年 3 回

評議員会 : 年 1 回

通所介護運営推進会議: 年 2 回

運 営 会 議	月 1 回
リ ー ダ ー 会 議	随 時
事 故 防 止 委 員 会	月 1 回
褥 瘡 防 止 委 員 会	
感 染 対 策 委 員 会	
衛 生 委 員 会	
身 体 拘 束 廃 止 委 員 会	
栄 養 管 理 委 員 会	
広 報 学 習 委 員 会	
サ ー ビ ス 担 当 者 会 議	随 時
入 所 判 定 会 議	随 時

13、施設稼働目標値

稼働率

長期入所	95	%
短期入所	80	%
通 所	80	%

14、年間行事計画(案)

感染症対策に留意し、行事の実施について検討する。

地域との連携事業

夏まつり : 実施時期・内容 : 実行委員会で検討

施設事業計画

敬老会 : 実施時期・内容 : 実行委員会で検討

新年会 : 実施時期・内容 : 実行委員会で検討

随時

羽生の丘友の会との関連事業の推進

15、介護予防・日常生活支援総合事業

デイサービス事業、短期入所事業、ウィング羽生アリーナの有効活用により大郷町の介護予防・日常生活支援総合事業の推進に努めます。

16、職員の確保

慢性的な看護・介護職員の不足の緩和のため国の制度を利用した外国人労働者の確保、及び高卒者を含む新卒者の確保に尽力します。

17、改修工事の実施

電話通信機器の設備更新等、現在使用している設備の改修修理、更新を収支状況を見ながら提案し実施します。